

(様式 1 - 1)

(表)

滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書 (1・2・3) 回目 (4)
(年度内で該当する数字を で囲む)

関係書類を添えて下記のとおり、特定不妊治療費の助成を申請します。

記

	(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日				
夫	()	昭和 平成	年	月	日生 (歳)	
妻	()	昭和 平成	年	月	日生 (歳)	
住所 (1)	〒				電話 ()	
住所 (2)	〒				電話 ()	
過去にこの助成金を受けたことがありますか ない ・ ある						
		平成 ()年度	滋賀県・ ()			
		平成 ()年度	滋賀県・ ()			
		平成 ()年度	滋賀県・ ()			
		平成 ()年度	滋賀県・ ()			
		平成 ()年度	滋賀県・ ()			
滋賀県以外からこの助成を受けた場合は、自治体名を () 内に記入						
申請者氏名 (夫および妻が 自署もしくは記名押印) _____ 印 _____ 印						
申 請 額 金 _____ 円 (150,000円上限)						
この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。助成の適正を判断するために必要な場合、当県以外の自治体に対する本申請にかかる情報の照会および提供、ならびに指定医療機関に対して治療内容等の照会を行う事について同意します。						
平成 年 月 日 (あて先) 滋賀県知事						
振 込 先 (3)	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所				
	預金種別	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人	()		
	口座番号	(右詰記入)				

申請受理年月日		(承認・不承認) 決定年月日	
受給者番号			

注)太枠の中をご記入ください。 (2011年4月)

- 1: 夫婦の住所を記入
 - 2: 単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合等夫婦の住所が異なる場合に記入
 - 3: 夫婦いずれかの名義の口座とし、貯蓄口座は除く
 - 4: 1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回まで、通算10回を超えない
- (添付書類) 1. 滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式2)
2. 住所と法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
(申請日から3ヶ月以内のもの。裏面の表で確認)
3. 夫および妻の所得額を証明する書類
 4. 医療機関発行の、今回の特定不妊治療における保険外診療分領収書

(裏)

住所と法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類

		証明書類	記載の必要な事項
夫および妻が日本国籍を有しかつ、同一世帯の場合	夫または妻が世帯主の場合	・住民票記載事項証明書(夫および妻のみ)	・夫および妻の氏名、生年月日、住所、続柄
	夫および妻が世帯主でない場合	・住民票記載事項証明書(夫および妻のみ) ただし、戸籍の筆頭者の記載のない場合は、戸籍抄本(夫および妻のみ)を添付	・夫および妻の氏名、生年月日、住所、続柄、戸籍筆頭者
夫および妻が日本国籍を有しかつ、別世帯の場合		・住民票記載事項証明書(大津市を除く滋賀県居住の夫または妻のみ) ・戸籍抄本(夫および妻のみ)	・大津市を除く滋賀県に居住する夫または妻の氏名、生年月日、住所、続柄
夫または妻のいずれか一方が外国籍の場合	夫婦が同一世帯の場合	・外国人登録原票記載事項証明書 (大津市を除く滋賀県内居住の夫または妻のみ)	・大津市を除く滋賀県に居住する夫または妻の氏名、生年月日、住所、続柄
	夫婦が別世帯の場合	・住民票記載事項証明書(大津市を除く滋賀県居住の夫または妻のみ) ・戸籍抄本または外国人登録原票記載事項証明書(夫または妻のみ) ただし、外国籍の方のみ県内居住の場合は、外国人登録原票記載事項証明書を添付	・大津市を除く滋賀県に居住する夫または妻の氏名、生年月日、住所、続柄
夫および妻が外国籍の場合		・外国人登録原票記載事項証明書(夫および妻のみ)	・夫および妻の氏名、生年月日、住所、続柄

(備考)「記載の必要な事項」が、提出した「証明書類」によって証明できない場合は、別に必要な書類を提出すること。

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようになっています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

治療から妊娠まで

- (1) 患者(女性)の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

受給歴等について該当する自治体に確認を行うことに関する説明書

夫婦で住民の異なる場合や転入された方について、それに該当する自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。